

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 障害等のある方への 受験上の配慮について

受験上の配慮ってなに？

大学入学共通テストでは、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行っています。

例えば以下のような配慮があります。

- ・ 解答方法や試験時間に関する配慮
(マークシート解答に代えてチェック・文字・代筆で解答に変更等)
- ・ 試験室や座席に関する配慮
(出入口近くの座席やトイレに近い試験室への指定等)
- ・ 持参して使用するものに関する配慮
(日常生活で使用している補聴器・松葉杖・車椅子や読書補助具の使用等)

令和5年度大学入学共通テストにおける受験上の配慮事項については、ホームページで7月中旬公開予定の「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」をご確認ください。

受験上の配慮を希望したい場合はどうすればいい？

受験上の配慮を希望する場合は、「受験上の配慮申請」が必要です。大学入試センターは志願者からの申請を審査の上、配慮事項を決定します。

詳細は、「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」をご確認ください。

大学入試センターでは事前相談を随時受け付けています。

大学入試センターでは受験上の配慮に関する相談を随時受け付けています。

「どんな配慮をしてもらえるか?」、「申請するには何が必要か?」、「何からはじめればいいのか?」など、疑問やご質問等ございましたら、できるだけ早めにお問合せください。

〈お問い合わせ先〉

独立行政法人大学入試センター事業第1課

TEL 03-3465-8600 (9:30~17:00 土・日曜, 祝日, 12月29日~1月3日を除く)

FAX 03-3485-1771 (電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX)

<https://www.dnc.ac.jp/>

